

議案第 48 号

町の区域の変更について

土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 103 条第 4 項の規定による橋本都市計画事業中心市街地第一地区土地区画整理事業についての換地処分の公告があった日の翌日から、本市内の町の区域を別紙のとおり変更したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

別 紙

変 更 調 書

1. 橋本一丁目に編入する区域

町	地 番
古佐田一丁目	264-2、269-5、269-8 の全部並びに 262、264-1、264-3、265-2、265-3、267-3、268-5、270 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路の一部

2. 橋本二丁目に編入する区域

町	地 番
古佐田二丁目	104-9、104-10、104-11、104-12、104-13、116 の全部並びにこれらの区域に介在する道路の一部

3. 古佐田一丁目に編入する区域

町	地 番
橋本一丁目	135、137、383、384、385 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路の一部

4. 古佐田二丁目に編入する区域

町	地 番
橋本二丁目	377、378、379、381 の一部

地番については、令和3年1月4日現在の地番である。